
令和5年 第1回 日之影町議会定例会会議録 (第4日)

令和5年3月17日 (金曜日)

議事日程 (第4号)

令和5年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第4号 日之影町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
- 日程第2 議案第5号 日之影町個人情報保護審査会条例の制定
- 日程第3 議案第11号 日之影町道路線の認定について (下顔上線)
- 日程第4 議案第12号 日之影町道路線の認定について (一の水西線)
予算審査特別委員会委員長報告
- 日程第5 議案第14号 令和5年度日之影町一般会計予算
- 日程第6 議案第15号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第7 議案第16号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第8 議案第17号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第18号 令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
- 日程第10 議案第19号 令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第20号 令和5年度日之影町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第21号 令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第22号 令和4年度日之影町一般会補正予算 (第9号)
- 日程第14 議案第23号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第5号)
- 日程第15 議案第24号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第16 議案第25号 令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第17 議案第26号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 発議第1号 日之影町議会の個人情報保護に関する条例の制定
- 日程第19 発議第2号 中央地区活性化特別委員会の設置について
- 日程第20 議長発議 常任委員会の所管事務調査の件
- 日程第21 議長発議 議会運営委員会の所管事務調査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 日之影町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
- 日程第2 議案第5号 日之影町個人情報保護審査会条例の制定

- 日程第3 議案第11号 日之影町道路線の認定について（下顔上線）
- 日程第4 議案第12号 日之影町道路線の認定について（一の水西線）
- 予算審査特別委員会委員長報告
- 日程第5 議案第14号 令和5年度日之影町一般会計予算
- 日程第6 議案第15号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第7 議案第16号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第8 議案第17号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第18号 令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
- 日程第10 議案第19号 令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第20号 令和5年度日之影町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第21号 令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第22号 令和4年度日之影町一般会補正予算（第9号）
- 日程第14 議案第23号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第24号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第25号 令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第26号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 発議第1号 日之影町議会の個人情報保護に関する条例の制定
- 日程第19 発議第2号 中央地区活性化特別委員会の設置について
- 日程第20 議長発議 常任委員会の所管事務調査の件
- 日程第21 議長発議 議会運営委員会の所管事務調査の件

出席議員（8名）

1番 久保 優一君	2番 小谷 幸治君
3番 小川 輝久君	5番 甲斐 睦彦君
6番 一水 輝明君	7番 河野 學君
8番 甲斐 徳仁君	9番 高舘 英嗣君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	佐藤 貢君	副町長	……………	甲斐 敏弘君
教育長	……………	橋本 範憲君	総務課長	……………	押方 明弘君
会計管理者	……………	森重 喜博君	地域振興課長	……………	工藤 富士君
町民福祉課長	……………	押方 誠君	税務課長	……………	谷川 靖君
農林振興課長	……………	平川 誠二君	建設課長	……………	佐藤 尚君
保健センター所長	………	丹波 昌二君	病院事務長	……………	甲斐しおり君
教育次長	……………	平川 浩二君	代表監査委員	……………	小林 政隆君

午前10時00分開議

○議長(高館 英嗣君) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第4号

○議長(高館 英嗣君) 日程第1、議案第4号日之影町個人情報保護に関する法律施行条例の制定を議題とし、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員(8番 甲斐 徳仁君) それでは、質疑をさせていただきたいというふうに思いますが、今回の一部改正でございますが、既存のものが一元化ということでございまして、この第2条に出てきております町の機関とはという文言の後に、町長以下教育委員会、選挙管理委員会というふうに、大きくくくれば7つの機関で組み上がってございますけれども、この町長というくくりの中に消防組織も対象になっているのでしょうか。それか、もう、全くあっちの機関は町の機関というふうには定義はしていないのか、そこらあたりを、ちょっとこれ見ていまして、どうなのかなという思いをしておりましたので、質問させていただいております。

○議長(高館 英嗣君) 答弁を許します。総務課長。

○総務課長(押方 明弘君) 消防団のほうにつきましては、うちも事務局も、また、町長のほうから団長の任命もしておりますので、町部局ということで理解してよろしいかというふうに思います。

○議長(高館 英嗣君) 甲斐徳仁君。

○議員(8番 甲斐 徳仁君) それでは、この2条に掲げている町長という二文字の中に、そこ

は網羅されておるということで解釈はいいということですね。

これは、例えば、日之影町消防組織とかいうふうなくくりは、別にこっちの条例では定めんでいいでしょうね。もう町長というざっくりの中の機関ということでもいいという解釈になっているんでしょうかね。ほかは具体的に出ているじゃないですか、選挙管理委員会とか固定資産評価委員とか出ているので、そこは、ちょっと自分的にはどうなのかなという疑問がありました。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 教育委員会等につきましては、町長部局と別の組織ということになりますので、記載をさせていただいているということでございます。

消防団につきましては、先ほど申し上げましたように、町長の任命ということでございますので、このくくりの中ということで理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） なかなか難しくて、これは、難しいんですよ。教育委員会は町長とは別機関というカテゴリーなので、ここで分かれちよるということではしょうけれども、結局、農業委員会も教育委員会も、任命者は町じゃないですか、逆に言うたら。だから、どこがどう違うのかな。農業委員会の場合は委嘱をすとかいうふうになるわけですが、そこらあたりは全国一律でこういうふうなくくりになっておるんでしょうから、それはそれでいいとしまして。

第4条の中の1番目にあります、この改廃関係、改正、改廃ということですけども、これって、やっぱり本町ですよ、こういう現実的にできるのかなという思いがあるんですよ。副町長はえらい受けているようですが、これも、私、よく意味がよう分からんとですよ。結局、自分でその改廃が、単体地方公共団体でできるって現実的にはどうなのかなという思いもあるんですが、そこら辺の見解は、所管課ではどう判断されていますか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 今回の条例制定につきましては、国の法律の改正によりまして、国の指示、示されたガイドライン等に基づいて行っているところでございますけれども、この条例の改正または廃止という場合は、また、その国の法律がありますので、そういった情報等があり、また、そういった改正等がありというときにやるのかなというふうには考えております。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。質疑はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、頂いておりますこの法律施行条例の番号は、ページは2枚目でありますけれども、この「第11条第1項を次のように改める」という項目が下段のほうにありまして、いいですか、第4条の大きな項目の中の「第11条第1項を次のように改め

る」というところがあると思いますけれども、この指定管理関係がここに出てきているじゃないですか。この指定管理制度に基づく安全管理措置を確実に実施するとともに、第7条に規定する協定に基づく必要な措置を講じなければならないというふうな、えらい強い文言なんですよ、これは。

これは本町とは指定管理制度を幾つも展開をしておりますので、ここら辺りで留意すべき点というのは、総務課として何か、今後の、これが新年度から施行されるということになるわけですが、その見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を許します。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 指定管理機関の部分でございますけれども、今後、また国の法律に基づいて個人情報保護法が施行されるということで、個人の情報の取扱いですよ、個人の氏名とか電話番号とかそういった情報の漏えい、その他の目的について使わないようにということで、また指導等をしていかなければならないというふうには思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第1、議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第5号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第2、議案第5号日之影町個人情報保護審査会条例の制定を議題とし、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは関連といたしますか、この5号の2ページの中でお尋ねをしたいと思いますが、審査会の審査審議の手續、審査請求についての調査審議の手續という項目がございますが、その中の6条。定義の6条にあります諮問庁という括弧のくくりがございます。

ここで言うこの諮問庁というのは、先ほどの議案に出てきました町の機関、この町の機関というのが、先ほどの7つの機関というふうな解し方でいいのでしょうか。なんか読めば読むほど分からんとですよ。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を許します。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 甲斐議員おっしゃいますとおり、先ほど町の機関ということで7つの機関、条例に定めさせていただきましたが、その機関ということでございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 7つの機関が諮問庁、町の機関ということになるということでありましてけれども、これは今後のこととなりますが、これを制定するに当たって、1ページに戻りますと、第3条、第4条は構成、そういうふうな項目がございますが、組織と委員というところですね。この委員の選任については、町長が委嘱をするというふうなことでございますけれども、これはもうイメージ的に、大体この5人いないというのを想定を、イメージ的にはこう、大体されておられますか。それか、もう既にその委員を引き続きというふうなお考えなのか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 現状で、今の条例で5名の方を任命させていただいております。

基本的には、同じ方をベースにして、また今後考えたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。

これより採決します。日程第2、議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第11号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第3、議案第11号日之影町道路線の認定について（下顔上

線)を議題とし、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。久保優一君。

○議員(1番 久保 優一君) それでは、質疑に当たらせていただきます。

提案理由の中に「生活に欠かせない道路であります」と書かれております。民家があったのは前からあったので、なぜ今回の本会議で議案に上がっているのか、その点について伺いたします。

○議長(高舘 英嗣君) 答弁を許します。建設課長。

○建設課長(佐藤 尚君) 今回、町道の認定に上げております下顔地区と一の水地区の道路につきましても、町道から民家に通じる道路でありまして、その人たちの生活道として欠かせない道路であります。

今まで町道としていなかったということでしょうか。ですね。それは、町道であるということに私たちが気づいていなかったということと、そして、今回詳細に調べましたら、そこが公衆用道路として、地目が公衆用道路としてなっていましたので、今回、町道認定に上程したものでございます。

以上です。

○議長(高舘 英嗣君) 久保優一君。

○議員(1番 久保 優一君) 町内にまだ認定されていないであろう公衆道路は、現在どのくらいあると思われますか。

○議長(高舘 英嗣君) 建設課長。

○建設課長(佐藤 尚君) 今回、私が地形図や字図等で調べたんですが、民家に通じる道路で町道に認定されていない道路につきましても、今回の2路線以外に20路線ほどございました。

その中で、農道として管理できる道路や赤道になっている道路以外で、今回上程している2路線のように、地目が公衆用道路として分筆されている道路、それは4路線ほどございました。

以上です。

○議長(高舘 英嗣君) よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員(8番 甲斐 徳仁君) 今、建設課長のほうから説明ございましたが、基本的には農道に近い道路、そして公衆用道路、そして、今回認定を、今、議案に上がっております道路と。一番の大きな課題は、災害発生したときに対応できないと、しっかりとした道路の性格がないと、町道であったり農道でないことには、災害復旧対象にはならないと。

それは、もう非常に重要なことには変わりはないんですが、じゃ、これを認定した後に、事業課長としてどのような計画をされる予定ですか。認定して終わり、それは災害に対して即座に災害

復旧の対応ができる道路としての位置づけは最重要ですが、それとは別に、認定した後に、これが町道として正式に、町で決定した段階において、今後のビジョン、その道路に対する何か考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） まず下顔上線につきましては、議員さんたちにも現地を見ていただきましたけど、路面等がかなり荒れていますので、その補修とかをやっていききたいなどは、私は思っているところでございます。

一の水地区につきましては、道路上部の際……。

○議長（高館 英嗣君） 一の水については、次の議案がまた。次の議案で御説明いただければと。議案12号で。

○建設課長（佐藤 尚君） すいません。道路の補修等をやっていききたいと考えております。以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 最小の経費で最大の効果を得るように、少しでもオーバーレイするところはオーバーレイをすると、段差があるところは段差を解消するというふうにスピーディーに対応していただくことによって、やっぱり地域の住民というのは、よかったと、少しでもそう思っていたことが肝要だろうと思うんですよ。認定は何年か前にしたけど、どげなっちゃやろうかなというよりも、やっぱり少しでも何か、事業というのは大げさですが、メンテナンスができるものについては、ぜひメンテナンスをしていただけたら、地域の住民の人たちも少しは気持ちが前向きといいますか、報われる部分があるのかなというふうに思っております。

先ほど同僚議員の質問の中に、私の聞き違いでなければ、20路線ですか、20。2じゃないんですね、20ですね。20路線の中に、もう既に農道として管理をしている路線、そして、国から移管されたと思われる赤道か、そして公衆用道路というふうな、課長は答弁されましたが、今後この20路線の中で、町道として認定をしたいという路線は何路線ぐらいお考えですか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 20路線のうちに、農道として認定じゃなくて、農道的な意味合いを持つ道路ということで、災害等が発生したときは農道の災害で対応できるという道路でございます。

先ほど申しましたけど、地目が公衆用道路として分筆されている道路が4路線、今回上程している2路線と同じような条件の道路が4路線ありますので、その道路につきましては、今後、実際に現地を調査して、認定するかしないかはまた内部で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 4路線につきましても、今、課長が答弁されましたように、やはり早めに、顛末をしっかりと位置づけの道路にするということは大事だろうと思います。

そういうことですので、ぜひ、その4路線については、問題は、その災害が発生したときに災害対象の復旧になれるかなれないのかが大きなポイントだろうと思うんですよね。だから、そういうことで、町単独でせざるを得ないということのないように、やっぱりするべきものはしっかりやるというふうな動き方でお願いをしたいと存じます。

○議長（高館 英嗣君） 答弁は、はい。

ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第3、議案第11号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第12号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第4、議案第12号日之影町道路線の認定について（一の水西線）についてを議題とし、これから質疑を行います。

先ほどの建設課長の答弁から行きますか、一の水西線についての。（発言する者あり）

先に質疑を求めたいと思います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） さっきの質疑忘れましたが、私も、これを例えば認定したと、そうなったときの、今後の路線の対応についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 当路線におきましては、道路上部の災害が発生しておりまして、町道、あ農道の災害では採択にならなかった経緯がありますので、町道に認定されましたら、町道の単独の災害として何らかの復旧をやりたいと考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） 当路線は地元の集落の路線になるわけですが、その災害が、皆さんも現場を見られたわけですが、非常に、下に民家が直接あるということでありますので、私は緊急を要するというふうに考えておりますので、これは、早めに入札等を出してもらって緊急にやっていただきたいというふうに思っておりますが、課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） また現場に行きまして、どういう工法でできるかを確認しまして、簡易な工法でできるようであれば、整備委託料等で業者をお願いしたいと思っております。工事請負費で出さなきゃいけないということになれば、単独債で早めに発注したいと思っております。以上です。

○議長（高館 英嗣君） 小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） この一の水西線につきましては、現地調査をさせていただきました。認定延長が130メートルということで、今、出しておられますが、この終点の現場を見たときに、ちょっと車のUターン箇所等を含めた、あと10メートルぐらい延長可能ではないかというような意見が出ましたが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 終点側におきましては、この議案書の終点の地番、一の水11524番地の6という地番が、終点側の奥のところまで1筆になっていますので、そこまでしたいと考えております。

今、130メートルとありますけど、約20メートルほど延びると思います。これは道路台帳整備のときに、確実に終点まで、最後まで延ばすようにするようにします。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 町道一の水西線、今図面を見ておりますが、終点、起点というふうに赤マーカーですね、130メートル。今、同僚議員のほうから延伸することは肝要だという御意見であります。

私も、もちろんそう思いますが、問題は、あの延伸先に、今現在、自力で土羽留めされていますよね。山からの水を止めるための盛土がこの終点、してあったんですよ。課長は不思議そうな顔をしています、してあるんですよ。

これは、あの山からの流水というか水が、降水時の多いときにはやっぱり怖いということで盛土されて、下にすぐ住宅がありますから。だから、自力復旧といいますか、自己防衛対策されて

おられるんですよ。その下に大型のU字溝が入っていますわ、あそこは。

だから、これは、今度は無理としても、やっぱり将来、行政として、あそこは何か対策をせんと、民家は危険じゃないかなという心配も私はしていますが、課長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 議員おっしゃられるのは、道路の横にマウンドのようなものをつくって、下に水が行かないようにしているということですね。

あれは、下の家の人が、水がやっぱり下に来るのが怖くてつくったものなんですけど、そういう水が、上からの流水が下に行かないように、町道認定しましたら、あのようなアスカーブとか、水止めをつくって、下の町道の排水に流すような工面はできる、可能かなとは考えているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第4、議案第12号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第14号

日程第6. 議案第15号

日程第7. 議案第16号

日程第8. 議案第17号

日程第9. 議案第18号

日程第10. 議案第19号

日程第11. 議案第20号

日程第12. 議案第21号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第5、議案第14号令和5年度日之影町一般会計予算から、日程第12、議案第21号令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算までの8議案は、予算審査特別委員会に付託し、審査願ったところではありますが、8議案とも審査が終わっていますので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、河野學君。

[予算審査特別委員長登壇]

○予算審査特別委員長（河野 學君） 本委員会に付託された令和5年度日之影町一般会計並びに特別会計予算8議案の審査結果を報告いたします。

令和5年度一般会計予算は前年対比37.2%増の67億1,000万円で編成され、主な増額要因は災害復旧事業等で、投資的経費が予算の40.4%を占め、27億1,246万円となった。

歳入では、地方交付税国庫支出金の56.4%の37億8,456万円、町債の8億5,300万円と合わせて約70%近くとなっている。

歳出では、総務費、災害復旧費で43.6%の29億2,250万円である。

予算審査では、山積する課題と多様なニーズに対応するため、多種多様な予算編成には一定の評価をするものである。

他方、庁舎移転に伴う中央地区活性化対策等については、協議会との意見を集約しつつ有利な起債を活用する事業展開に示されたものの内容が明確とは言えず、本定例会では慎重審議する時間の余裕もなかったことが残念と言わざるを得ない。

執行権、議決権と組織の立ち位置は違うが、目指すものは同じであることを言うまでもなく、コンセンサスは必要である。

新型コロナウイルスの感染症や不安定な国際情勢の影響による燃油や飼料等の急激なコスト上昇、昨年の台風14号による生活道路の決壊や農地災害がある中、町民の苦しみを理解し、予算計上の説明責任と事業の投資効果等を十分に勘案するとともに、予算執行に当たって議会の提言、提案をしっかりと受け止め検証をしながら、慎重な執行が必要である。

中央地区活性化対策予算については、身の丈に合うメンテナンス等を抑えた必要最小限の選択を進め、減額修正に努力することを望むものである。

予算委員会は最終日に自然消滅となるが、議決の責任を重く受け止め、議会としても中央地区活性化特別委員会を設置し、共に事業の検証と効果を考えることが必要との結論に至った。

以上、令和5年度一般会計・特別会計予算の8議案については、上記の意見を付して本会議において可決するものと決定をいたしました。

以上で、令和5年度特別予算審査委員長報告とします。

〔予算審査特別委員長降壇〕

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま報告のありました令和5年度各会計予算は、議員全員で構成する予算審査特別委員会で審査しましたので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高舘 英嗣君） 異議なしと認めます。

質疑を省略し、これより日程の順序に従い、討論、採決を行います。

まず、日程第5、議案第14号令和5年度日之影町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、反対討論に入らせていただきます。

まず初めに、私は全ての予算に反対するものではなく、中央地区の活性化のための予算について反対させていただきます。

行政のチェック機関としての機能が十分に果たされていない、その一点です。

本議案を説明されたとき、たしか町長は「よろしく御審議のほどをお願いいたします」とおっしゃられておりました。私が知る審議という言葉の意味は、物事をよく検討して、その可否を相談することですが、よく検討するという段階において、少なくとも私には、時間もなければ材料も少なかったと思われまます。有利な起債事業が、果たしてこの町で暮らしている全ての方々にとって有利なのか、私には分かりませんでした。このように駆け足で決めてもよいものなのでしょうか。

私が存じ上げないだけで、活性化協議会や役場内ではじっくり協議されたかもしれません。そこに異を唱えるのは非常に苦しいところであります。

私は、この案件は日之影町の未来に関わる問題であり、議会はもちろんですが、でき得る限り多くの町民が知り参加するべきものだと考えます。また、特別委員会の際に、5月8日がタイムリミットだとおっしゃいました。時期が迫っておりますが、それは行政側の理屈であると思っております。新人議員の稚拙な考えではありますが、ゴールから逆算して、もう少し早めに御提案していただければ、違う答えはあったのかと思っております。

私は日之影町に来てから日が浅いですが、よく聞く不満の中に、役場新庁舎の造りや道の駅の造りがあります。先日の答弁の中で、行政と議会、力を合わせてとありましたが、この2つが建設されたときには、議会はなかったのでしょうか。知らないうちにできていた、意見が取り入れられなかったとの声もよく聞きます。また一つ、不満の種が出来上がるのではないかと大変危惧しております。

そして、この2つの建物と違う点は、にぎわいという利益の受益者が近隣に存在することだと私は思っております。もし仮に、そこに嫉妬や妬み、ひがみが発生したとき、果たして、中央地区の方々のために我々議員ができることは何でしょうか。不平不満の盾となり、しっかりと説明すること、それに尽きると思います。

提案を行ったのは行政、議決したのは議会、最後の関門に立つ我々がそれをしなくて誰ができるのでしょうか。そこに至るまでの過程が全く不足していると思われまます。少なくとも、私にはできるとは思えなかったのであります。我々議員には説明責任がありますので、以上は求められたときの個人の意見として述べさせていただく所存です。

よそ者の私が、現在、日之影町議会議員としてこの議場に立ってられるのは、先人を含む多くの方々が多く苦難を乗り越え、この町を発展、維持してきてくださったおかげであり、そこに大きな恩を感じて行動を起こしたことに賛同していただいたからであり、その期待に応える責任があります。

そして、昨日、この目で見えてきたすばらしい若者たちへの責任もひしひしと感じております。彼らへの未来の一片は、今、私たちの手の中にあります。まだ幼い彼らがこの町のことを真剣に考えているのであるから、大人である私が真剣に考えるのは当然ではないでしょうか。

私は、今回の予算に対して、新人議員として否決ありきではなく、でき得る限り真摯に向き合ってみるところですが、まだまだ若輩者で経験や知識が乏しく、限られた時間の中で様々な方々に意見を伺い相談した上で、自分自身の責任において否決という判断を下しました。

今回は、残念ながら否決を選びましたが、中央地区の皆様の暮らしがよりよいものになることに関して、私はもちろん賛成なので、あとは、決定事項については全面的に協力し協議してまいります。

以上で、反対答弁を終わります。

○議長（高館 英嗣君） ほかに討論はありませんか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対答論、賛成答論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第15号令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。
これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第16号令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。
これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第17号令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。
これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第18号令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。
これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第19号令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第20号令和5年度日之影町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第21号令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第22号に入る前にお諮りしたいと思いますが、1時間ぐらいたちますが、休憩はよろしいでしょうか。（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩としたいと思います。11時より再開したいと思います。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、休憩前に引き続き再開したいと思います。

日程第13、議案第22号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第13、議案第22号令和4年度日之影町一般会計補正予算（第9号）を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 61ページですけど、高性能林業機械等リース支援事業補助金が減額90万。これ利用者がどのくらいあったのかを伺います。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を許します。

農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） それではお答えします。

この高性能林業機械等リース支援事業につきましては、森林整備を推進するために中小の事業体、また自伐林家に対しまして機械のリースの補助を行うものでございます。

現在、高性能林業機械、購入されたりリースされたりという事業ありますけれども、こちらは「ひなたのチカラ林業事業体」のみの採択となっておりますので、この自伐林家でありましたり、中小の事業体につきましては、このリース事業というのを設けさせていただきまして支援を推進をしているところでございます。

議員がおっしゃいました令和4年度の実績につきましては、残念ながらこの申込みについてはありませんでしたので、当初予算計上しておりました90万をそのまま減額という形となっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） これは話、私も含めてなんですけど、農林業という、兼業になっているんですよね。農業が暇になったときに林業をやったりするという人が多い。1日使うことがないから、借りてもいいと言うけれども、借りたらそのリース料が高いからですよ。なかなか借りれんちゅう人が多いんですよね。これ何かいい方法はないものでしょうかね。課長は何かいい知恵はないですか。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 効率的に機械を使っていただくように、作業の内容等の指導。今、農林振興課に林政アドバイザー等も配置しておりますけれども、そういった機械を導入する、

リースするに当たって、どのようにしたら最短で最高の作業ができるかというところのアドバイス等はできると思いますので、そういったところで検討していただいて、なるべくリース料は少なく、借りる日数を少なくするというところで考えていただければと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 61ページが出ておりますので、そのまま関連をさせていただきたいと思いますが、林業総務費の中にあります、その下の段、真ん中あたりにございます町単の森林整備事業の補助金の186万6,000円、それから、林業担い手の創出事業補助金の105万4,000円ですか、この説明をお願いをしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

まず、町単の森林整備事業補助金につきまして、186万6,000円を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、当初、造林、下刈り、間伐、防護柵、こちらの4つの作業につきまして、それぞれ予定しておりました計画面積、またメーター数が実績で増額したことによるものでございます。

具体的に大きな要因といたしましては、下刈りに関しまして、当初170ヘクタールで見込んでいたところが200ヘクタールほどとなります。

あと防護柵につきましても7,600メーターで予定しておりましたところが、18,000メーターということで事業費が増額しておりますので、こちらに充てるものとして186万6,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） もう一点、林業担い手。

○農林振興課長（平川 誠二君） 林業担い手創出事業につきましては、新しく林業の担い手新規就業者を雇用した際の補助金でございますけれども、当初4事業体の4名というところで予算を計上させていただいております。こちらにつきまして、令和4年度は新たに2名が追加されて5事業体6名の方がこの支援金を受けられております。この2名の増加に伴いまして105万4,000円の予算を増額とさせていただいております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 懇切丁寧な説明を頂きました。

まず、第1点目の防護柵について、さらにお尋ねをいたしますが、当初計画が7,600ほど

が1,800ということでしたよね。(発言する者あり) 7,600が1万8,000。倍以上に伸びておりますけれども、それはもちろん、それがいい悪いは置いちゃいて、これだけやっぱり面積が、防護柵の延長が伸びたちゅうのは、後で現地調査ちいいますか、設置者が見たところでその不足があったのか、あるいはその過年度に消化しきれなかった分の積み上げが、経てこういう倍以上の延長になったのか。その内容は、どんなそこには要因があったものでしょうかね。

それと、今2名追加されたという担い手関係、大変ありがたい、いい話ではありますが、この2名の方というのは、もう町内の方が新規に、飛び込み的にそういう取組をしたい、そういうふうな状況じゃったんでしょかね。そこらあたりをもう少し詳しくお聞かせください。

○議長(高館 英嗣君) 農林振興課長。

○農林振興課長(平川 誠二君) まず1点目の町単の森林整備事業の防護柵につきましては、当初予算を作成する際には見込みということで、一応7,600メートルということではしておりますけれども、実際に令和4年に植林を行う町内の業者、森林組合も含めまして、その実情、その現場に必要なメートル数ということが1万8,000メートルということでございますので、実績に応じて対応したというところでございます。

担い手創出の事業につきまして、この増員された2名につきましては、お二方とも町内の方でございまして、町内の事業体に入社して、この助成を受けていらっしゃいます。

以上です。

○議長(高館 英嗣君) ほかに質疑はありませんか。

甲斐睦彦君。

○議員(5番 甲斐 睦彦君) それでは、農林振興課に質問が出ていますので、次のページの63ページ、有害鳥獣対策事業費で買上金と補助金という項目がありますが、全体で1,299万6,000円の減ということで、それぞれの説明をお願いいたします。

○議長(高館 英嗣君) 答弁を許します。

農林振興課長。

○農林振興課長(平川 誠二君) まず、有害鳥獣対策費、買上金の200万円の減につきましては、こちら当初、イノシシ、鹿、アナグマ等で2,300頭の捕獲を予定し、この予算を計上させていただきました。

捕獲班、有害鳥獣捕獲員さんからの四半期ごとに実績を取りまとめておりますけれども、直近の12月で取りまとめを行いまして、その経過、また、それから、1月から3月にとれるであろう予測をしまして、農林振興課で予測値としまして2,065頭の予測を立てたところでございます。これによりまして、差の235頭分について約200万の減額ということで計上させていただいております。

次に、鳥獣保護区等被害防止対策事業、こちらにつきましては、電気牧柵器、爆音機等の補助事業でございます。こちらにつきましては、町内まず54基の募集を頂いておりましたけれども、実際に事業を推進し実績値としまして52基の電気牧柵器の助成を行っております。この差額分について、あと入札を行いましたけれども、その入札価格の減によりまして187万9,000円の減額とさせていただいております。

最後に、鳥獣被害防止総合対策事業、こちらにつきましては、ワイヤーメッシュ柵の設置事業でございます。このワイヤーメッシュ柵につきましても、当初、町内10地区で6,230メートルで予算を計上させていただいております。こちらにつきましては、国のほうの令和4年の交付金事業、採択がされたものが10地区のうち6地区でございます。その採択によりまして、4地区が今回は事業から漏れているというところで、その4地区分に対して減額911万7,000円とさせていただいております。

内容につきましては以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 2,065頭が現在の確保数という説明がありましたが、イノシシ、鹿、そういった、あれほどの獣が一番多いとか、捕獲が増えているとか減っているとか、対前年度としてどういう傾向にあるか、説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 今回2,065頭で見込んでおります3月期の実績ですけれども、まずイノシシにつきましては640頭ぐらいになるであろうと。鹿につきましては1,275頭程度になるであろうと、アナグマにつきましては95頭程度になるであろうというところで、235頭分の減額をさせていただいております。

昨年の実績値からしますと、ちょっと率まではつけておりませんが、昨年イノシシの実績が695頭、鹿が1,174頭、アナグマが146頭というところでなっておりますので、押しなべてですけれども、昨年と大体同様な実績になろうかなと踏んでおります、考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑、久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 先ほどのワイヤーメッシュの予算に関連して、ちょっと質問させていただきます。

国の採択から漏れた地区が、6地区のうち4地区、その採択から漏れた理由を説明していただきたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 10地区のうち漏れたのが4地区ということでございますけれども、この漏れた地区につきましての国からの予算ですので、国のトータルした予算の中の他都道府県等の事業要望等も踏まえての結論だろうと思っております。とはいえ、令和4年に漏れたものにつきましては、令和5年の当初予算で組ませていただいております、国の予算につきましても、令和4年の補正予算での採択を今のところ要望しております、と言いますのは、国の令和5年の予算での獲得よりか、令和4年補正での予算の方が採択されやすいのではないかとということで、県の担当とも打ち合わせをしながら、なるべくすぐ確実に捕れる方法で、今予算を探しているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） それでは、55ページの、西臼杵広域行政事務組合の負担金が205万3,000円計上されてはおりますが、これの内訳というか、説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

この広域行政負担金の増につきましては、台風14号時に発生いたしました台風災害のごみの処分に関する費用でございます。

町としては、集積場を設置して、そこまで運搬をしていただく役割で、それ以降、最終処分場への運搬が、西臼杵広域行政事務組合が行うということで、運搬と処理費用となっております。

日之影の災害廃棄物の発生量が148立米ということで、その分の運搬処理費用として205万3,000円計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） そのような説明を頂きましたが、その廃棄処分料は、組合まで運ぶ運賃等も入っておるようでございますが、これはそしたら3町別々、統一ではなくて、日之影町はこれだけですよということで清掃費として負担をされたということでいいんでしょうかね。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

今回の台風14号で発生しました災害廃棄物につきましては、今回、高千穂町と日之影町の災害廃棄物の運搬処理を行ったところでございます。

高千穂、日之影分が総量として404立米、うち高千穂が256、日之影が148で、一応費用につきましては、立米割でやっております、日之影の割合が36.63%となっております

ので、国庫費用を除いた506万3,000円のうち、高千穂町が355万円、日之影町が205万3,000円を負担するというので予算を計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑は。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） それでは、22ページと23ページにかけての、ふるさと応援寄附金、まち・ひと・しごと創生寄附金、合計で2,700万の増となっておりますが、この状況というか、内容について御説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1件目のふるさと応援基金につきましては、3月上旬に整理しました金額、申し込み件数、申込金額の増、それぞれに伴います2,300万のほうを計上させていただいております。旬の農産物ということで、キンカンの売上げが非常に高かったというようなお話も聞いているところでございます。

寄附金が上がったということで、寄附金が多いということで受けさせていただいておりますが、そういった金額が上がったということでございます。

また、まち・ひと・しごと創生寄附金につきましては、給与版の寄附金でございまして、9事業所のほうから総額のほうを頂きました。県内が8事業所、県外が1事業所ということでございます。ともに住むことを学び、実感できるまちづくりの推進事業への活動をしていただきまして、それぞれの事業に充当をしているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） 寄附金というのは、町にとって大変な収入の大きな柱であると思いますので、今後もまた頑張ってくださいというふうに思っております。

そしてまた、23ページのその上に財産売払収入、中に生産物売払収入400万ほどありますが、それについての御説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 生産物売払収入の401万円について御説明申し上げます。

この部分につきましては、旭化成さんのほうが「あさひの森」ということで京之元町有林のほうで活動をしていただいておりますけれども、この部分の令和5年度と6年度の植栽予定地1.72ヘクタールの伐採木の売買売払収入ということで401万円計上をさせていただいてお

ります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） ちょっと聞き取りにくかったんですけど、材木価格の立木の売上げということでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 大変御説明がまずくて申し訳ありませんでした。

旭化成さんのほうが、あさひの森ということで植栽活動を日之影の町有林のほうでしていただいております。その部分の京之元町有林の伐採木1.72ヘクタール分の売買収入ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） その上にあります町有地の貸付収入の25万9,000円ですかね。説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 町有地の貸付収入の25万9,000円について御説明を申し上げます。

町有地の貸付収入につきましては、法人、個人への貸付部分と、電通・電信・電話線等で九州NTTと、また、ここ当初予算で計上をさせていただいていました。66件、その部分に、今度、現場事務所等の一時の使用部分が19件ほどありまして、その部分と貸付け分と、法人・個人への貸付け分、また、九電、NTT等の貸付け分の1月30日現在の実績によりまして、増額になった分25万9,000円を計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、企画費の中から2点ほど説明願いたいと思いますが、ページが35ページです。

まず1点目は、ヘルスプロモーション事業委託料70万の減、もう1点が、世界農業遺産エコパーク研究委託料の137万8,000円の減、それぞれ御説明を願いたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1件目のヘルスプロモーション事業の委託料でございますが、本町のほうから社会福祉協議会と委託契約によりまして、町内の4地区の御高齢の皆さんに、こういったコロナの中ではありませんけれども、いろんな活動を提供する機会を進めていきたいと思いますという事で進めている事業でございます。

温泉駅での入浴とか、食事、買物等を楽しんでいただく1日のバスツアーということで計画させていただきました。

対象とします地区は、鹿川、見立、小川平、栃の木の方でございますが、6波、7波の感染症の拡大に伴いまして、栃の木地区の1件のみの実施ということでございましたので、それに伴います精算ということで70万の減額ということでございます。

また、世界農業遺産エコパークの研究委託料でございますが、それぞれの生物体系の調査を継続するという事でございまして、本年度も、田んぼの生き物調査を計画させていただきました。

それを高巣野地区、高巣野小学校との連携によりまして、生き物のデータ収集を6月の10月という形で予定しておりましたが、御案内のとおり、6波、7波の影響によりまして中止をせざるを得ないという状況でございました。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） じゃ同じページの今度補助金の分の日之影町ひなた暮らし移住支援金100万円の減、これについての御説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この事業につきましては、県外からの移住者で2名以上の世帯を想定して100万のほうを予定しておりましたが、該当、それに合致する案件がなかったということで減額とさせていただいております。引き続き、こういったUターン・Iターン、移住・定住につきましては、しっかり取り組んでいくということで今後も考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありますか。

甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 53ページの環境衛生について、お尋ねいたしますが、合併浄化槽のこの減額がかなり大きいなというふうに見ておりますが、要因は何ですかね。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをさせていただきます。

当初予算で12基で予算を計上させていただいております。これは、令和7年度まで設置計画

を立てておりまして、一応毎年度12基ということで計画をさせていただいておりまして、当初予算でも12基させていただいたところでございますが、今年度10基の設置要望等ございましたが、大工さんがなかなかいないとか、工事の進捗状況がなかなか進まないということで、今年度8基を予定をしております。その差額を今回減額をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はないでしょうか。質疑はありませんか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、37ページの財産管理費の中から工事請負費、解体工事請負費が1,300万ほど減額ということで、これについての御説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） この財産管理費の工事請負費の減であります。これは12月の議会で工事請負変更契約の締結について、専決処分事項の報告した案件で、役場旧庁舎の解体工事の精算による減でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 土木費の67ページの中から、住宅管理費に伴います修繕料が上がってございますが、この内容をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） この修繕料でございますが、これは1月末の寒波の際に凍結破損した町営住宅のボイラーや室内の水道管の修繕料でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ちなみに対象となる住宅はどこですか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） ボイラーの修繕が、大迫住宅が3件、東宮水が1件、栴木団地が1件、水道管の修繕が、八戸住宅が3件、袴谷が1件、鹿川が1件でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） これはあれですかね、凍結防止のホールのやつがあるじゃないですか、ビニールのかぱっとはめ込むやつ。そういうやつは当然してあると思うんですが、公の住宅ということになるわけでしょうから。埋設、外に露出した部分がそうなんだらう、埋設ですか、これは。その内容をちょっとお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 水道管につきましては、室内に配管されている水道管が破裂したものでございます。屋外の水道管ではありません。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） それでは、議案書81ページの災害復旧費の時間外手当が、農林関係から土木関係出ておりますが、金額にして130万、90万、200万と。おおむね延べ時間というのはどのくらいの時間になったものなのか、ちょっと教えてください。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） まず、農林振興課の時間外90万から申し上げます。想定している対象時間につきまして450時間を予定しております。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 土木災害復旧の時間外勤務手当につきましては、想定している時間は1,000時間としております。1,000です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） それでは、57ページの農業総務費が出ておりますが、SAP活動の補助金が4万減額となっております。いろんなコロナ事情で、今どのくらいの人数がおられるか、私もちょっと今、把握が手元にはないのですが、現在のこの減額と活動状況、あるいは人数等について御説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 農業青少年実践活動SAPの補助金につきまして、議員おっしゃられたとおり、コロナによります活動としましては、研修会とかそういった形の活動が減少したものとしまして、その対象の事業費について減額をさせていただいておりますが、現在SAPにつきましては7名の会員がいらっしゃいまして、現在、八戸の旧八戸中学校の上に借りております農地で、ニンニク等の栽培を進めております。

ほか西臼杵郡内のSAP会員同士の発表大会とか、研修大会等に参加をいたしまして、技術の向上、知見の向上に図っているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） この4万円の減額について、いわゆる繰越金が幾らあって、この4万になったのか、ちょっと教えてください。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 大変申し訳ございません。SUP会議の現在の出納状況について、資料を現時点、持ち合わせておりませんので、また後ほど御提示、御報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第13、議案第22号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第23号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第14、議案第23号令和4年度日之影町国民健康保健病院事業会計補正予算（第5号）を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第14、議案第23号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第24号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第15、議案第24号令和4年度日之影町国民健康保健事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第15、議案第24号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第25号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第16、議案第25号令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） それでは、2ページの保険給付金の中の介護サービス等諸費819万8,000円の減の要因というか、内容についての説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 答弁をお願いします。保健センター所長。

○保健センター所長（丹波 昌二君） お答えをしたいというふうに思っております。

議案書の13ページ、すみません、11ページを御覧ください。保険給付ということで介護サービス諸費等で記載をしております。主な原因につきましては、居宅サービス給付費、これが訪問介護、入浴、通所介護ということで、予定した件数よりか現在減っているということで、給付費の減が主なものでございます。また、65歳以上も本年度当初のほうで説明したんですけども減っています。また、認定者も若干減っているし、認定を受けた人が受ける介護も若干減っているということで、その分給付費が下がったということで減額となっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） この特勤手当が微増して金額変わっているじゃないですか。特殊勤務手当か、これは。ちょっと待って、俺が間違うちよるといかんが。ページ数は20か。

20ページ。この給与費明細書の下段、職員手当の内訳か。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（丹波 昌二君） これにつきましては、特殊勤務手当ということで徴収ですかね、未納とかありますので、介護保険の徴収を行ったときの特殊勤務手当ということで計上したところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） もちろん特勤手当という項目で上がっていますので特勤手当分かるんですが、内容としては、介護保険のほうから見る部分の説明ではいろいろ、もう一回そこ詳しく説明してください。聞き取りにくかった、その作業内容ちゅうか、仕事内容を。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（丹波 昌二君） 一応、未納者の方に電話を入れて、この日来てくださいとか、徴収なんですけれども、そのときに行って1回につき500円だったと思うんですけれども、その分の支給でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 徴収ね、俺の勘違いだ。徴収、分かりました。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第16、議案第25号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第26号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第17、議案第26号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第26号工事請負契約の締結についての提案理由を説明いたします。

令和4年度4年災第1436号鶴の平乙女線道路災害復旧工事は、令和5年3月13日、9社による指名競争入札の結果、木田建設株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、工事場所は、日之影町大字岩井川草仏で、工期は令和5年3月から令和5年12月までの予定であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） これは落札率は何%ですか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） この落札率ですが、予定価格が6,497万400円に対し、請負額が6,380万円ということで、入札率は98.2%でありました。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第17、議案第26号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 発議第1号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第18、発議第1号日之影町議会の個人情報保護に関する条例の制定を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。提出者、小川輝久君。

〔議員登壇〕

○議員（3番 小川 輝久君） 発議第1号日之影町議会の個人情報保護に関する条例の制定について趣旨説明を申し上げます。

個人情報保護制度見直しにより、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されることになり、令和5年4月1日以降、各地方公共団体の個人情報保護制度については、統合後の法律において全国的な共通ルールが適用されますが、各地方公共団体の議会は共通ルールの適用対象外となることから、日之影町議会における個人情報を保護するため、日之影町議会の個人情報保護に関する条例を制定するものであります。

以上、地方自治法第112条及び日之影町議会会議規則第14条第2項の規定により提案いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

〔議員降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、日之影町議会の個人情報保護に関する条例の制定の趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第18、発議第1号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、発議第2号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第19、発議第2号中央地区活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。提出者、甲斐睦彦君。

〔議員登壇〕

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 発議第2号中央地区活性化特別委員会の設置について趣旨説明を行います。

新庁舎への移転から約2年が経過し、中央地区の活性化対策が急がれる中、令和5年度の新年度予算に役場跡地周辺整備費用が計上されておりますが、事業内容については今後の詳細設計を待つこととなります。

中央地区の活性化は、中央地区はもとより、町全体の活性化に資するものであり、地域住民の意見を反映しながら、町民の新たなコミュニティの拠点となるよう、議会としても投資効果を注視し、提言・提案を行う必要があることから、全議員で構成する特別委員会を設置し、必要な調査を行うものであります。

以上、地方自治法第112条及び日之影町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

〔議員降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、中央地区活性化特別委員会の設置についての趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第19、発議第2号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

それでは、選任されました委員の方々は次の休憩中に年長委員によって委員会を開き正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

しばらく休憩します。

午前 時 分休憩

.....
午前 時 分再開

○議長（高館 英嗣君） 休憩前に引き続き再開します。

特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告いたします。
委員長に甲斐陸彦君、副委員長に久保優一君の両名が選任されました。
以上で報告は終わります。

日程第20. 常任委員会の所管事務調査の件

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第20、常任委員会の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の所管事務の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。各委員長から申出のとおり継続調査とすることに決定しました。

日程第21. 議会運営委員会の所掌事務調査の件

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第21、議会運営委員会の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。議会運営委員会の所掌事務調査の件は、委員長から申出のとおり決定しました。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

令和5年3月1日から17日間の会期をもって開会しました令和5年第1回日之影町議会定例会は、本日無事に最終日を迎えることができました。皆様方の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

令和5年第1回日之影町議会定例会は、これにて閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員